

官庁営繕事業

平成24年度					事後評価		
事業名（箇所名）		名古屋港湾合同庁舎(別館)		担当課	技術・評価課	事業主体	国土交通省 中部地方整備局
				担当課長名	内田 修		
実施箇所		愛知県名古屋市港区入船2－3－11					
該当基準		事業完了後2年間が経過した事業					
事業諸元		・敷地： 4,825 m ² ・構造： 鉄筋コンクリート造 地上8階、地下1階 ・規模： 4,946 m ²					
事業期間		事業採択	平成 19 年度	完了	平成 21 年度		
総事業費（億円）		16					
目的・必要性		・ 経年による施設の老朽化、耐震性の確保 ・ 業務の多様化、業務量の増大による施設の狭隘解消 ・ 環境負荷低減に資するグリーン庁舎及びユニバーサルデザインを取り入れた庁舎としての整備					
社会経済情勢等の変化		・ 本事業の事業計画の必要性や合理性に影響を与えるような社会経済情勢の変化は特にないと考えられる。					
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化		・ 当初の事業計画に沿った整備がなされ、また庁舎が適切に活用されていることから、事業採択の時点から特段の要因の変化はないと考えられる。					
事業の効果の発現状況		・ 位置、規模及び構造の観点から業務を行うための基本機能を満足していることが確認できる ・ 環境保全性、ユニバーサルデザイン及び防災性について、充実した取組がなされており、官庁営繕の施策が適切に反映されていることが確認できる。 以上より、想定していた事業の効果は十分に発現していると考えられる。					
事業実施による環境の変化		・ 環境保全性及びCASBEE評価の結果から、周囲の環境に及ぼす影響は少なく、特に問題はないと考えられる。					
対応方針	今後の事後評価の必要性	・ 事業計画の必要性については、新規採択時と変化はない。 ・ 事業計画の合理性は、他の案では事業案と同等の性能を確保出来ない。 ・ 事業の効果は十分に発現している。 以上より、再度の事後評価の必要性はない。					
	改善措置の必要性	・ 事業の効果は十分に発現していると考えられるため、改善措置の必要性はない。					
同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性		・ 今後も評価方法の運用にあたっては、適宜改善・見直しを行うなどフォローアップに努める。作業過程で得られた事業の成果や課題は今後の施設整備にフィードバックし、活用していく。 ・ 現時点で見直しの必要性は見られないが、事業評価手法については引き続き評価の客観化に努めるとともに、必要に応じて適宜見直しを進める。					
その他							

施設名： 名古屋港湾合同庁舎(別館)

事業場所： 愛知県名古屋市港区入船2-3-11

位置図

